

アスリートプログラム

公益財団法人 日本オリンピック委員会

1. 目的

この制度は、オリンピック競技大会で実施される正式競技の日本代表として参加可能な者をオリンピック強化指定選手（以下「強化指定選手」という）として認定しその自覚を促すとともに効果的な強化活動の展開を図ることを目的とする。

2. 事業

強化指定選手の効果的な強化活動の展開を図るため、下記の事業を実施する。

- 1) 強化指定選手の日常の健康と体力を管理するため、定期的に健康診断・体力測定等を実施する。
- 2) 強化指定選手の強化活動に必要な助言、指導を与えるためのコーチングスタッフ、マネジメントスタッフ、情報・戦略スタッフ、医・科学スタッフの強化スタッフを当該競技団体に配置する。
- 3) 強化スタッフの相互関係を図るため、強化スタッフ連絡会議を開催する。
- 4) 強化指定選手の国際競技力の向上を図るため、国内外の強化合宿、海外遠征等を実施する。
- 5) その他強化指定選手の強化に必要な諸事業を実施する。

3. 強化指定選手の認定基準

当該競技団体から推薦された者を選考の上、認定する。

その基準は、下記の3つの条件のひとつ以上を満たした場合とし、また各競技・種目ごとの人数はオリンピック競技大会参加可能数の原則として2倍以内とする。

なお、強化指定選手のうちオリンピック競技大会でメダルの獲得など入賞が期待される者を、エリート（A、B）、ユースエリートとして認定し、エリート（A、B）に対しては、専任の強化スタッフを配置する。認定方法等については、別に定める内規による。

- 1) 当該競技団体がオリンピック競技大会の候補選手として決定した者。
- 2) オリンピック競技大会参加標準記録を突破した者及び地域予選会、世界ランキング等により参加資格を獲得した者。
- 3) 当該競技団体が将来特に有望であると認めた者。

4. 強化指定選手の認定、強化スタッフの委嘱方法、期間等

強化指定選手、強化スタッフとも本会会長名により認定、委嘱を行ない、その期間はいずれも原則として当該年の4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。但し、この期間中であっても4半期毎に事情により新たに追加、あるいは解除することができる。

なお、希望のあった場合、在学校、勤務先等所属先には、強化活動が円滑に行なえるよう協力を依頼する。

非オリンピック競技団体において選手の強化に直接携わる強化スタッフも本制度を適用する。

5. その他

前記各項に該当しない例が生じた場合は、当該競技団体と協議し、適切な処置をとることとする。

＜附 則＞	本制度は、	昭和62年4月1日	制定
		昭和63年4月1日	第1次改訂
		平成元年4月1日	第2次改訂
		平成2年4月1日	第3次改訂
		平成3年4月1日	第4次改訂
		平成9年4月1日	第5次改訂
		平成14年4月1日	第6次改訂

エリート、ユースエリートの認定等に関する内規

エリート、ユースエリートは、オリンピック競技大会においてメダルの獲得など入賞が期待される者とし、この認定等に関する内規を次のとおり定める。

1. 認定の基準

- 1) オリンピック強化指定選手に対し、第2項に基づく得点を与え、得点が以下に該当する者をエリートとして認定する。
 - ・ エリート A…………… 4点以上
 - ・ 〃 B…………… 2点以上
- 2) アスリートプログラム第3項3)により推薦された者の内、特に将来のオリンピック競技大会において優秀な成績を収めると判断された者をユースエリートとして認定する。
認定は、原則として2年間を限度とする。
但し、2年間を超える認定については、当該競技団体よりその旨事前に申出があった場合は別途考慮することができるものとする。
なお、JOCスポーツアカデミー/JOCエリートアカデミー生に対しては、その期間を限定しない。

2. 得点

オリンピック競技大会、世界選手権大会等（世界選手権大会が実施されない年度に限り、本会と競技団体に協議の上指定した大会）の成績等を評価し、下記の得点を与えるものとする。但し、得点の有効期限は、次のオリンピック競技大会までとする。

持ち点を与える競技・種目は、原則オリンピック競技大会の正式競技・種目とする。

1) 持ち点の与え方

下記のいずれかひとつを対象として得点を与え、これを持ち点とする。

但し、アジア競技大会の得点については、原則として以下に該当する場合のみ対象とし持ち点を与える。

- ・ 記録競技：同年の世界ランキング8位以内
- ・ 対人競技：対戦相手が世界ランキング8位以内
- ・ チーム競技：対戦チームが世界ランキング8位以内

（世界ランキングの無い競技については、対戦者が直近の世界選手権大会3位以内。）

対象	順位	1位	2位	3位	4位	5～8位	
(1) オリンピック競技大会の成績		7点	5点	4点	2点	1点	
(2) 世界選手権大会等の成績		5点	4点	4点	2点	1点	
(3) アジア競技大会の成績		4点	—	—	—	—	
(4) オリンピック競技大会以降の世界ランキング		世界水準との比較、将来性等を					
(5) 中央競技団体の推薦		考慮し、必要な得点を与える。					

2) 持ち点の加減

持ち点を得た以降の下記競技大会の成績や状況をもとに、原則毎年持ち点の加減を行う。

但し、オリンピック競技大会でのメダル獲得者で、オリンピック強化指定選手として継続認定された者の持ち点の加減は、認定1年後、当該年度の成績により行なうものとする。

(1) 世界選手権大会等

()内は持ち点の加減結果を示す

※アジア競技大会適用

持ち点	成績	1位	2位	3位	4位	5～8位	参加	不参加	1位
6点以上		+2 (—)	+1 (—)	+1 (—)	-2 (—)	-3 (—)	-5 (—)	-6 (—)	+1 (—)
5点		+2 (7)	+1 (6)	+1 (6)	-2 (3)	-3 (2)	-5 (0)	-5 (0)	+1 (6)
4点		+3 (7)	+2 (6)	+2 (6)	-1 (3)	-2 (2)	-4 (0)	-4 (0)	+2 (6)
3点		+3 (6)	+3 (6)	+2 (5)	0 (3)	-1 (2)	-3 (0)	-3 (0)	+2 (5)
2点		+4 (6)	+3 (5)	+3 (5)	+1 (3)	0 (2)	-2 (0)	-2 (0)	+3 (5)
1点		+5 (6)	+4 (5)	+4 (5)	+2 (3)	+1 (2)	-1 (0)	-1 (0)	+4 (5)
0点		+5 (5)	+4 (4)	+4 (4)	+2 (2)	+1 (1)	0 (0)	0 (0)	+4 (4)

(2) その他

- ・ 不参加者の減点については、当該競技団体よりその旨事前に申出があった場合は別途考慮することができる。
- ・ 同一大会で複数種目に出場した場合の持ち点の授与、加減は最上位の成績を対象として行う。
- ・ 世界選手権大会等に該当する大会がない年度は、その競技・種目の加減は行わない。
- ・ アジア競技大会については、1位の加点のみとし減点は行わない

3. その他

- 1) この内規でいうエリート、ユースエリートとは、個人競技は選手個人を、チームゲームはオリンピック競技大会参加可能エントリー数相当の範囲内において当該競技団体が推薦した構成メンバーを、指すものとする。
- 2) 競技団体と協議の上、オリンピック競技大会での活躍が期待できる選手の持ち点は、当該オリンピック競技大会開催の前年度から大会が終了するまでの1年間は減点しないことができるものとする。但し、この期間であっても出場権の獲得ができなかった場合は、その時点で解除する。

＜附 則＞ 本内規は、平成 元年4月1日 制定
平成 2年4月1日 一部改訂
(第2項については平成2年10月1日から適用)
平成 3年4月1日 一部改訂
平成 9年4月1日 一部改訂
平成11年4月1日 一部改訂
平成14年4月1日 一部改訂
平成19年1月1日 一部改訂
(第1項については平成19年4月1日から適用)
平成20年4月1日 一部改訂
平成20年10月1日 一部改訂
平成24年1月1日 一部改訂